

【Web資料Ⅲ-⑦ いわゆる過労死の認定基準の変遷】

A 業務上外認定基準改定の経緯

| 基準 | 基準の概要 | 批判と救済件数 |
|---|--|--|
| 1961年「災害主義」基準(基発116号) | 発症当日従前の業務に比べ質的または量的に過激な業務に従事したことによる精神的または肉体的負担(=災害)に起因する場合のみ業務上と認定する基準 | 「例外中の例外以外認定しないに等しい」との批判 ●この下での過労性脳・心臓疾患の労災認定件数はゼロか数件と推定される |
| 1987年10月「災害主義」基準廃止、「過重負荷主義」基準制定(基発620号) | 災害がなくても発症前1週間の業務が日常業務に比べて特に過重であれば業務上認定する基準 | 「長期間の蓄積疲労やストレスを原因とする過労死を排除するもの」との批判 ●94年度まで8年間の認定件数は合計228件(1年約28件)、救済率約6% |
| 1995年2月87年基準廃止、「修正過重負荷主義」基準制定(基発38号) | 87年基準に比べ「発症1週間より前の業務も、発症1週間以内の業務が日常業務を相当程度超えている場合に限り認定にあたり考慮する」 | 「87年基準の部分的手直しにとどまる」との批判 ●2000年度まで6年間の認定件数は合計483件(1年約80件)、救済率約15% |
| 2001年12月95年基準廃止、新基準制定(基発1063号) | 発症直前期の業務の過重性のみを過度に重視する旧基準を改め、長期間にわたる疲労の蓄積が脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすことを肯定 | |

B 上記の認定基準の改定を導いた「過労死」業務外認定取消行政訴訟判決例

1967年6月28日の社会保険庁・戸田捕鯨船砲手脳溢血死事件東京地裁判決から2002年3月15日の名古屋東労基署住友電設事件名古屋高裁判決まで、合計123件の業務外認定取消判決(うち最高裁判例が7件)

出典:司法制度改革推進本部司法アクセス検討会第13回配布資料(日本弁護士連合会「訴訟類型ごとにみる逆転判決の事例」)

<https://lawcenter.ls.kagoshima->

u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/kentoukai/access/dai13/13siryou_list.html